

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年8月28日
千葉県教育庁
企画管理部財務課
電話 043-223-4027

1 条例の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）」で定められている事務に加え、県が独自に行う事務（以下「独自利用事務」という。）を規定することで、マイナンバーを利用した個人情報の照会や提供を可能とする条例。

現行条例では、独自利用事務に関し、マイナンバーの取り扱いを県教育委員会に限定していることから、国立及び市立高等学校については、個別に業務委託契約を締結している。

2 改正内容

独自利用事務の処理に関して、国立・市立の高等学校等の設置者を、個人番号を利用する事務の処理に関して必要となる他人の個人番号が記載された書面を取り扱う事務を行う者とする。

3 施行期日

令和2年4月1日